

資格の大原

第75回税理士試験

解答速報

法人税法

本解答は令和7年8月8日14時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2025年8/7(木)～8/20(水)



自己採点結果を入力するだけでなく「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕

問1 (10点)

〔1〕 A社の当期における益金の額に算入することとなる金額 (3点) ★ (金額2点、当てはめ1点)
990,000円 (11,000個×90円)
本問の場合、A社は製品Xを通年で10,000個以上仕入れた小売業者に対して、1個当たり100円の価格を90円に逡及的に値引きする契約を締結していることから下記〔2〕(3)①の要件を満たし、収益計上額については、過去における小売業者との取引実績を踏まえ、値引きを見込んだ金額としており、当期のB社との取引についても継続して適用していることから下記〔2〕(3)②の要件を満たし、当該契約内容や金額算定の根拠を示した書類等の保存等を適正に行っていることから下記〔2〕(3)③の要件を満たしている。
したがって、A社の当期におけるB社に対する製品Xの販売に係る収益計上額990,000円が益金の額に算入される。
〔2〕 法的な理由
(1) 収益の計上時期 (1点)
資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供 (以下「資産の販売等」という。)に係る収益の額は、別段の定めがあるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の益金の額に算入する。
(2) 収益の計上額
① 対価の額 (2点)
資産の販売等に係る収益の額として(1)の規定によりその事業年度の益金の額に算入する金額は、別段の定めがあるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額相当額とする。
② 引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額 (1点)
①の引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、①の資産の販売等につき次の事実が生ずる可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とする。
(イ) 対価の額に係る金銭債権の貸倒れ
(ロ) 資産の買戻し
(3) 変動対価 (3点) ★
資産の販売等に係る契約の対価について、値引き等の事実 (貸倒れ、買戻しの事実を除く。)により変動する可能性がある部分の金額がある場合において、次の要件の全てを満たすときは、その事業年度の確定した決算において収益の額を減額して経理した金額は、その事業年度の引渡し時の価額等の算定に反映するものとする。
① 値引き等の事実の内容及びその値引き等の事実が生ずることにより契約の対価の額から減額をする可能性のある金額又はその金額の算定基準 (客観的なものに限る。)が、その契約若しくは法人の取引慣行若しくは公表した方針等により相手方に明らかにされていること又はその事業年度終了の日において内部的に決定されていること。
② 過去における実績を基礎とする等合理的な方法のうち法人が継続して適用している方法により①の減額をする可能性又は算定基準の基礎数値が見積もられ、その見積りに基づき収益の額を減額することとなる変動対価が算定されていること。

問2 (2) (8点)

(交際費等の課税上の取扱い) (4点) ★	
法人税法上、交際費等は事業に関係のある者等に対して接待等の行為のために支出するものをいう。	
本問の事例に当てはめて考えると、得意先である作家は事業に関係のある者等に該当し、作家を慰安するために旅行に招待していることから、接待等の行為に該当する。また、親睦を密にして取引関係を円滑にすることが目的であると考えられる。	
したがって、旅行費用2,000,000円は、交際費等に該当する。また、一般社団法人であるG協会は、資本又は出資を有しない普通法人	
に該当①するため、資本金の額又は出資金の額は、以下の算式により計算した金額とする。	
$\frac{\{(1,000,000,000円 - 700,000,000円) - 20,000,000円\} \times 60\%}{1} = 168,000,000円$	
上記により、期末資本金の額に準ずる金額が168,000,000円となり、期末資本金の額が1億円超100億円以下の法人に該当するため、	
定額控除限度額の適用はなく①、接待飲食費の額はないことから、旅行費用2,000,000円は、当期の損金の額に算入されない①。	
(法的な理由)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 他に接待飲食費があると想定した場合 (下記の結論でも①) 接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額は当期の損金の額に算入されない。 </div>
[1] 交際費等の意義 (1点)	
交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、	
供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。ただし、次の費用は交際費等から除かれる。	
(1) 専ら従業員の慰安のために行われる運動会等のために通常要する費用	
(2) 飲食費であって、参加者一人当たりの支出額が10,000円以下の費用 (一定の書類を保存している場合に限る。)	
(3) カレンダー等の贈答費用、会議費、取材費等として通常要する費用	
[2] 損金不算入額 (1点)	
(期末資本金の額が1億円超の法人)	
(1) 期末資本金の額100億円超の法人	
法人が各事業年度において支出する交際費等の額は、その事業年度の損金の額に算入しない。	
(2) 期末資本金の額100億円以下の法人	
法人が各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額は、その事業年度の損金の額に算入しない。	
[3] 資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等 (2点) ★	
資本又は出資を有しない法人 (公益法人等又は人格のない社団などその他一定の法人を除く。) については、その事業年度終了の日に	
おける貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した金額 (その貸借対照表に、その事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、その事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。) の60%に相当する金額	

問3 (20点)

<p>P社は合併の対価を交付していないため、被合併法人の株主等に合併法人株式等以外の資産の交付がない場合に該当し、S社はP社の</p>
<p>100%子会社であるため、被合併法人（S社）と合併法人（P社）との間にいずれか一方の法人による完全支配関係がある場合の合併に</p>
<p>該当することから、当該合併は適格合併に該当①する。したがって、下記の取扱いが想定される。</p>
<p>(未処理欠損金に係る課税上の取扱い)</p>
<p>当該合併は適格合併に該当するため、S社の当該適格合併の日前10年以内に開始した各事業年度において生じた未処理欠損金額はP社の</p>
<p>各事業年度において生じた欠損金額とみなされる①こととなる。なお、被合併法人の未処理欠損金が生じた事業年度が、合併法人の設</p>
<p>立前であるときは、その設立前までの期間については被合併法人の事業年度の期間を合併法人の事業年度とみなす①★こととされている。</p>
<p>しかし、当該適格合併はみなし共同事業要件を満たしておらず、かつ、S社がP社との間に支配関係を有することとなった日が令和3</p>
<p>年7月1日であり、合併法人であるP社の設立の日（令和3年4月1日）から継続して支配関係がある場合に該当しないため、支配関係事業</p>
<p>年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度）前に生じたS社の欠損金額のP社への引継ぎが制限される。①</p>
<p>したがって、S社において生じた設立第1期の未処理欠損金額100,000,000円はP社の欠損金の繰越しの対象とはならない。①</p>
<p>(資産の譲渡損失に係る課税上の取扱い)</p>
<p>P社とS社との間でP社を合併法人とする適格合併が行われた場合において、一定の場合にはP社の対象期間において生ずる特定資産</p>
<p>譲渡等損失額は、各事業年度の損金の額に算入しないこととなる。①</p>
<p>当該適格合併はみなし共同事業要件を満たしておらず、かつ、S社がP社との間に支配関係を有することとなった日が令和3年7月1日</p>
<p>であり、合併法人であるP社の設立の日（令和3年4月1日）から継続して支配関係がある場合に該当しない。① また、当該土地は固定</p>
<p>資産に該当し、適格組織再編成等の日における帳簿価額が50,000,000円で1,000万円未満のものには該当せず①、支配関係発生日の属す</p>
<p>る事業年度開始の日（令和3年4月1日）における価額（35,000,000円）が同日における帳簿価額（50,000,000円）を下回っているため、</p>
<p>特定引継資産に該当①☆する。したがって、対象期間（令和7年4月1日から令和8年6月30日までの期間）において生ずる特定資産譲渡等</p>
<p>損失額（50,000,000円－30,000,000円＝20,000,000円）は、各事業年度の損金の額に算入しない。①</p>
<p>(法的な理由)</p>
<p>[1] 適格合併の欠損金の引継ぎ</p>
<p>(1) 欠損金の引継ぎ (2点)</p>
<p>適格合併が行われた場合において、被合併法人のその適格合併の日前10年以内に開始した各事業年度において生じた未処理欠損</p>
<p>金額があるときは、合併法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなす。</p>
<p>(2) 欠損金の引継ぎ制限 (3点)</p>
<p>(1)の未処理欠損金額には、次のいずれにも該当しない場合には、支配関係事業年度前に生じた一定の欠損金額等を含まないもの</p>
<p>とする。</p>

問3 (続き)

① その適格合併がみなし共同事業要件に該当する場合
② その適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日、その被合併法人の設立の日又はその合併法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して合併法人とその被合併法人との間に支配関係がある場合
[2] 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入
(1) 損金不算入 (3点)
内国法人と支配関係法人との間でその内国法人を合併法人等とする適格組織再編成等が行われた場合において、次のいずれにも該当しない場合には、その内国法人の対象期間において生ずる特定資産譲渡等損失額は、各事業年度の損金の額に算入しない。
① その適格組織再編成等がみなし共同事業要件に該当する場合
② 適格組織再編成事業年度開始の日の5年前の日、その支配関係法人の設立の日又はその内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して内国法人とその支配関係法人との間に支配関係がある場合
(2) 対象期間 (2点)
適格組織再編成事業年度開始の日から次のいずれか早い日までの期間とする。
① 適格組織再編成事業年度開始の日以後3年を経過する日
② その内国法人がその支配関係法人との間に最後に支配関係を有することとなった日以後5年を経過する日
[3] 用語の意義 (加点要素の可能性あり)
(1) 支配関係
一の者が法人の発行済株式等 (自己株式等を除く。) の50%超を直接若しくは間接に保有する関係 (以下「当事者間の支配関係」という。) 又は一の者との間に当事者間の支配関係がある法人相互の関係をいう。
(2) 適格組織再編成等
適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で完全支配関係がある法人間の取引の損益の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。
(3) 特定資産譲渡等損失額
次の金額の合計額をいう。
① 内国法人が支配関係法人から適格組織再編成等により移転を受けた資産で支配関係事業年度開始の日前から有していたもの (以下「特定引継資産」という。) の譲渡等による損失の額の合計額から特定引継資産の譲渡等による利益の額の合計額を控除した金額
② 内国法人が有する資産で支配関係事業年度開始の日前から有していたもの (以下「特定保有資産」という。) の譲渡等による損失の額の合計額から特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額を控除した金額

〔第二問〕

(1)

【資料 2】

調整項目	加算・減算の別	金額
建物C圧縮積立金認定損	減算	① 30,000,000
機械装置D圧縮積立金認定損	減算	① 10,000,000
建物C圧縮積立金積立超過額	加算	① 15,241,529
機械装置D圧縮積立金積立超過額	加算	①☆ 10,000,000
建物C減価償却超過額	加算	① 789,170
機械装置D減価償却超過額	加算	①☆ 83,612
特別償却準備金戻入不足額	加算	① 1,800,000
計算過程		
〔保険差益〕		
(1) 建物C		
① 滅失経費		
$5,000,000 + 2,265,000 \times \frac{50,000,000}{50,000,000 + 25,000,000} = 6,510,000$		
② 差引保険金		
$50,000,000 - 6,510,000 = 43,490,000$		
③ 保険差益		
$43,490,000 - 28,600,000 = 14,890,000$		
④ 圧縮限度額		
(注) $14,890,000 \times \frac{43,490,000}{43,490,000} = 14,890,000$		
(注) $60,000,000 > 43,490,000 \therefore 43,490,000$		
(ロ) $14,890,000 \times \frac{59,470,000}{60,000,000} = 14,758,471$		
⑤ 圧縮超過額		
$30,000,000 - 14,758,471 = 15,241,529$		
(2) 機械装置D		
① 判定		
機械装置Bとは設備の種類が異なり、類似するものでもないため代替資産に該当しない。∴適用なし		
② 圧縮限度額		
0		
③ 圧縮超過額		
$10,000,000 - 0 = 10,000,000$		

【資料2】(続き)

計算過程

[減価償却]

(1) 建物C

① 償却限度額

$$(60,000,000 - 14,758,471 \times \frac{60,000,000}{59,470,000}) \times 0.053 = 2,390,830$$

② 償却超過額

$$3,180,000 - 2,390,830 = 789,170$$

(2) 機械装置D

① 判定

(イ) 償却額 $41,415,500 \times 0.167 = 6,916,388$

(ロ) 保証額 $42,000,000 \times 0.05566 = 2,337,720$

(ハ) (イ) \geq (ロ) \therefore 通常

② 償却限度額

$$41,415,500 \times 0.167 = 6,916,388$$

③ 償却超過額

$$7,000,000 - 6,916,388 = 83,612$$

[特別償却準備金]

(1) 税務上戻入額

$$(13,000,000 - 400,000) \times \frac{12}{84} = 1,800,000$$

(2) 会社上戻入額

0

(3) (1) - (2) = 1,800,000

【資料3】

調整項目	加算・減算の別	金額
土地E計上もれ	加算	① 825,600
土地E圧縮超過額	加算	① 4,580,000
建物F減価償却超過額	加算	①★ 14,685,834

計算過程

[交換]

(1) 土地E

① 判定

(イ) $68,800,000 - 65,000,000 = 3,800,000$

(ロ) $68,800,000 \times 20\% = 13,760,000$

(ハ) (イ) ≤ (ロ) ∴適用あり

② 経費

780,000

③ 圧縮限度額

$68,800,000 - (32,000,000 + 780,000 + 3,800,000) = 32,220,000$

④ 圧縮超過額

$36,800,000 - 32,220,000 = 4,580,000$

(2) 建物F

① 判定

交換譲渡資産（建物H）の譲渡直前の用途と同一の用途に供していない。 ∴適用なし※

② 圧縮限度額

0

③ 圧縮超過額

$6,000,000 - 0 = 6,000,000$

※①判定がなくても②圧縮限度額0の記載があれば正答とする。

[減価償却]

(1) 建物F

① 見積耐用年数

(イ) $(15,200,000 + 182,400) \times 50\% = 7,691,200 \geq 7,000,000$ ∴簡便法

(ロ) $(31年 - 14年) + 14年 \times 20\% = 19.8年 \rightarrow 19年①$

② 償却限度額

$(15,200,000 + 182,400 + 7,000,000) \times 0.053 \times \frac{3}{12} = 296,566$

③ 償却超過額

$(1,800,000 + 182,400 + 7,000,000 + 6,000,000) - 296,566 = 14,685,834$

【資料 4】

調整項目	加算・減算の別	金額
所得税額等の還付金額	減算	① 824,865
前期未収法人税等加算	加算	① 7,924,500
中間法人税額等の還付金額	減算	① 5,532,800
欠損金の繰戻しによる還付金額	減算	① 1,282,499
損金計上納税充当金	加算	① 13,736,700
計算過程		
<p>[中間法人税額等の還付金額]</p> $5,101,900 + 430,900 = 5,532,800$		

【資料 5】

調整項目	加算・減算の別	金額
役員給与損金不算入額	加算	①★ 9,960,000
使用人給与損金不算入額	加算	① 1,920,000
未払賞与否認	加算	①★ 13,300,000
計算過程		
<p>[判定]</p> <p>(1) 株主順位</p> <p>① 第1順位 Iグループ 4,000株 + 500株 = 4,500株</p> <p>② 第2順位 Jグループ 3,000株 + 500株 = 3,500株</p> <p>③ 第3順位 Mグループ 2,000株</p> <p>④ ① + ② + ③ = 10,000株</p> <p>(2) 同族会社の判定</p> $\frac{10,000\text{株}}{10,000\text{株}} = 100\% > 50\% \therefore \text{同族会社に該当する①}$		

【資料 5】(続き)

計算過程

(3) 使用人兼務役員の判定

	50%超	10%超	5%超	判定	
K氏	○	○	○	役員	} ①
L氏	○	○	×	兼務役員	

[役員給与]

(1) 1項基準額

① J氏 $1,500,000 + 2,000,000 = 3,500,000$

② K氏 $2,000,000$

③ ①+②= $5,500,000$ ①★

(2) 2項基準額

① 使用人兼務役員の使用人賞与

L氏 $2,500,000$ ①★

② 上記以外

(イ) 実質基準額

M氏 $2,760,000 - 1,200,000 = \underline{1,560,000}$ ①

(ロ) 形式基準額

④ 取締役

(a) 実際支給額

$$\begin{aligned} & \begin{matrix} \text{I氏} & \text{J氏} & \text{K氏} & \text{L氏} \end{matrix} \\ & (18,000,000 + 5,000,000) + 15,600,000 + (8,400,000 + 6,000,000) + (3,960,000 + 7,200,000 \\ & - 7,200,000) = 56,960,000 \end{aligned}$$

(b) 限度額

$55,000,000$

(c) (a) - (b) = $1,960,000$ ①★

⑤ 監査役

$2,760,000 - 3,000,000 < 0 \therefore 0$ ①

⑥ ④ + ⑤ = $1,960,000$

(ハ) (イ) < (ロ) $\therefore 1,960,000$

③ ①+②= $4,460,000$

(3) (1)+(2)= $9,960,000$

[使用人給与]

N氏 $2,520,000 - 600,000 = 1,920,000$

利益積立金額の計算に関する明細書（一部抜粋）

（単位：円）

区分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額	
		減	増		
利益準備金	12,000,000		500,000	12,500,000	※
建物C圧縮積立金			30,000,000	30,000,000	①
機械装置D圧縮積立金			10,000,000	10,000,000	
建物C圧縮積立金積立超過額			15,241,529	① 15,241,529	
機械装置D圧縮積立金積立超過額			10,000,000	①★ 10,000,000	
建物C			789,170	① 789,170	
機械装置D			83,612	①★ 83,612	
特別償却準備金	400,000			400,000	①
建物C圧縮積立金認定損			△30,000,000	△30,000,000	①
機械装置D圧縮積立金認定損			△10,000,000	△10,000,000	
特別償却準備金戻入不足額			1,800,000	① 1,800,000	
土地E			825,600	① 825,600	
土地E圧縮超過額			4,580,000	① 4,580,000	
建物F			14,685,834	①★ 14,685,834	
未収法人税等認定損	△7,924,500	△7,924,500		0	①
未収還付税金	5,532,800	5,532,800		0	①
未払賞与否認			13,300,000	①★ 13,300,000	
繰越損益金	266,854,223	266,854,223	279,854,223	279,854,223	※
納税充当金	52,500	52,500	13,736,700	13,736,700	①
未納住民税	△52,500	△52,500			

※ 利益準備金、繰越損益金の両方で①

(2)

当期控除額	①★	2,128,294
翌期における繰越税額控除限度超過額	①★	301,706

計算過程

(1) 判定

(注)

$$\frac{408,600,000 - 400,000,000}{400,000,000} = 2.15\% \geq 1.5\% \quad \therefore \text{適用あり①}$$

$$(注) 361,600,000 + 63,000,000 - 13,300,000 - 2,700,000 \text{①} = 408,600,000$$

(2) 控除基準額

① 控除対象雇用者給与等支給増加額

$$(イ) 408,600,000 - 400,000,000 = 8,600,000$$

$$(ロ) (408,600,000 - 950,000) - (400,000,000 - 450,000) = 8,100,000 \quad \text{※雇用安定助成金をマイナスして①}$$

$$(ハ) (イ) > (ロ) \quad \therefore 8,100,000$$

(注2) (注3)

$$\text{② } ① \times (15\% + 10\% + 5\%) = 2,430,000$$

$$(注1) \text{ ①} < 2.5\% \quad \therefore \text{上乗せなし①} \quad \text{※下記参照}$$

$$(注2) (イ) \frac{3,500,000 - 3,000,000}{3,000,000} = 16.6\% \geq 5\%$$

$$(ロ) \frac{3,500,000}{408,600,000} = 0.85\% \geq 0.05\% \quad \therefore 10\%$$

① ※(ロ)分母は各自の金額

$$(注3) \text{ くるみん認定 } \therefore 5\% \text{①}$$

(3) 税額基準額

$$10,641,472 \times 20\% = 2,128,294$$

$$(4) (2) > (3) \quad \therefore 2,128,294$$

(5) 繰越額

$$2,430,000 - 2,128,294 = 301,706$$

※(注1)については、「① $\geq 2.5\%$ $\therefore 15\%$ 」でも可

理由：雇用者給与等支給額の算定ミスにより(1)の割合が2.5%以上となることも考えられ、

2.5%をラインとする上乗せの有無が示されているため正答とする。

□合格ラインの読み口

理論問題については、例年の通りの配点（50点）であり、一昨年及び昨年と同様に設問ごとの配点が明示されていました。いずれの問題も事例を前提とした出題であり、問1（10点）として「収益の計上額」、問2（20点）として「グループ法人税制」及び「交際費等の損金不算入」、問3（20点）として「未処理欠損金額の引継ぎ制限及び特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」が出題されました。総じて、未学習項目もあり、ボリュームのある出題だったと言えます。

計算問題については、総合問題（50点）の1題体制でした。別表五(一)の作成が要求されたことから、税務調整すべき金額のうち留保項目の転記を失念しないことがポイントでした。また、久しぶりに別表一の税額調整項目として、賃上げ促進税制が出題されました。加えて基本的な項目の中にも施行令や基本通達の中から難易度の高い内容が織り込まれており、ミスを誘発しやすい問題であったと言えます。ボリュームはやや多かったものと思われます。

【第一問】

問1については、資産の販売契約に一定条件を満たした場合には値引が生じる条項が織り込まれたものである場合の変動対価（未学習項目）の取扱いを問われていましたが、「収益の計上額」については触れておきたいところです。問2(1)については、いずれも既学習項目からの出題であり、高い精度が求められます。問2(2)については、一般社団法人である普通法人（資本金の額等を有しない法人）の出題であり、純資産の帳簿価額を基礎に法人の規模判断を要するものでしたが未学習項目のため、得点の難しい問題でした。問3については、合併法人の設立前に生じていた被合併法人の欠損金額の引継ぎに関する取扱いの出題もありましたが、他の部分は既学習項目であり、高い精度が求められます。

考察時間を考慮するとボリュームのある出題であり、既学習項目を端的に解答することが求められます。

【第二問】

頻出項目からの出題が多かったものの、随所に判断に迷う項目が含まれており、いかにケアレスミスを少なく解答できたかがポイントであったと言えます。

【資料1】変動計算書からの転記、【資料4】租税公課等、【資料5】株主・役員・給与のうち同族会社・役員の評定、N氏（特殊関係使用人給与）については完答が望まれます。【資料2】災害のうち建物C、特別償却準備金、【資料3】交換のうち土地Eについては、別表五（一）の記載も含め、1～2箇所のみミスに留めたいところです。また、【資料3】交換、【資料5】役員給与、【資料6】賃上げ促進税制については、計算過程においていかに点数を重ねることができたかがポイントとなります。

近年の本試験同様、基本項目を正確に解答することが合格のポイントとなります。

ボーダーラインは理論24点、計算31点、合計55点前後になると思われる、合格確実ラインは理論31点、計算36点、合計67点前後になると思われます。

【法人税法】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。
なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などお気軽にご相談ください。

・本試験で大原の合格確実ラインを超えている方
・本試験で大原のボーダーラインを超えており、かつ、直前答練で概ね上位3割以内に入っている方

いずれか
YES
→

次科目の学習をお勧めします。

↓ NO

・直前答練で概ね上位3割以内に入っている方

YES
→

次科目の学習をお勧めしますが、不安のある方は、併せて経験者年内完結コースの受講をお勧めします。

↓ NO

・直前答練で概ね上位7割以内に入っている方

YES
→

経験者年内完結コースの受講をお勧めします。
なお、早期合格のためには、併せて次科目の学習もお勧めします。

↓ NO

初学者一発合格コースをお勧めします。

法人税法 コース紹介

【初学者一発合格コース】 講義回数：79回（週2回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方は経験者コースを受講するより初学者一発合格コースを受講していただき、知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。基礎から再度学習（確認）できる初学者一発合格コースにおいて1年間かけて無理のない学習をし、確実に知識を定着させることが合格への近道となります。

このコースでは、年内4か月間で法人税法を学んでいく上での必須項目を基礎から重点的に学習していただきます。年明け1月以降には組織再編税制、グループ法人税制等の応用論点を、年内学習の基礎を踏まえた上で修得していただきます。

理論学習と計算学習の相関性を重視しながら、過剰な負担がかからないよう段階的にカリキュラムを構築しておりますので、基本から学び直したいという方にもお勧めのコースになります。

なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はございません。

【経験者年内完結コース】 講義回数：14回（週1回）

本試験においてボーダーライン以下となられた方で、受験専門学校の直前答練で上位7割までの学習習熟度であった方を対象としたコースです。

合格発表までの間、実力を維持しつつも、応用力も同時に育むカリキュラムとなっております。無理なく直前期を迎えられるよう学習項目を厳選しておりますので、理論暗記及び計算演習を計画的に行うことができます。

合格発表後、繁忙期を迎える年明け以降の学習に不安のある方にとって最適なコースとなっております。

<主な学習項目>

グループ法人税制、組織再編税制（合併）、配当金（みなし配当、外国配当等を含む）、圧縮記帳、給与関係、債権関係、減価償却、寄附金、交際費

<配付教材>

計算テキスト、計算問題集、理論テキスト、理論問題集、確認テスト